

みどり通信

第130号 2007. 5. 9

CONTENTS

● 一言発言	P1	● 生命保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 一倉 定 経営心得	P4	● あとがき	P10
● 社会保険	P5	● 営業カレンダー	P11
● 税務相談	P7		



4/16
加藤忠宏先生を講師にお招きしてIT実践塾を開催しました。



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

5月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、5月6日のホームページ掲載のものからです。

『期待を上回るサービス・・・』

ゴールデンウィークも早いもの！？で最終日。休みの区切りをつけるかのような雨模様の日でありました。明日から、気分一新、仕事に邁進したいものですね。

最近サービスとは何かとつくづくと考えさせられることがあります。先日(1日)の「ガイアの夜明け」は、「究極のサービスを目指せ」がテーマ。思わずテレビに見入ったほどでありました。



内容は、先日オープンした「リッツカールトン東京」。リッツカールトン東京は400名の従業員がいるそうですが、3月30日のオープン直前の1ヶ月間、世界中のリッツカールトンから40人のトレーナーが集まってその400人の従業員への研修を行ったとか。マニュアル

に頼らずに自分の頭で行動することをこころがけることがポイントとだそうです。

このホテルには、リッツ・カールトン・ミスティーク(神秘性)という言葉があるほどで、リッツ・カールトンに泊まった人だけが味わう驚きの体験があるとか。顧客の期待を常に上回り、リクエストに対し「NO」と言わない極上のサービスは、今も世界中で新しい伝説を生み出し続けているようです。

「従業員が毎回、必ず名前で呼んでくれる」

「部屋のミネラルウォーターまで好みにあわせて銘柄を変えてくれている」

「食事のときにウエイトレスにちょっと美術館の話をしたら、ロビーでコンシェルジュがパンフレットをくれた」などなど。

食事をしている方が何かの記念日だと気づいたらすかさず従業員が上司の決済をもらうことなくシャンパンや花束をタイミング良く渡すというおもてなしができる予算も託されているというのは有名な話です。

スタッフ全員が常に「クレド」（ラテン語で「私は信じる」の意）と呼ばれる小さなカードを必ず携帯し、そこにはさまざまなサービスの基本精神が記載されていて、従業員たちは常にその精神と向き合いながら、また毎朝、ミーティングを実施。



その日のテーマを議論し情報も共有してその日のサービスにいかすことによって、「顧客ひとりひとりのニーズを事前に察知し、驚きと感動を与えるサービスを提供しよう」という精神のようです。

この日のガイアの夜明けでは、いたれりつくせりの旅行会社も紹介されていました。なんとリピート率90%を超える旅行会社、「ベルテンポ・トラベル・アンドコンサルタンツ」という会社です。

創業8年目、従業員は社長を含めてたった3名という小さな旅行会社ですが、価格は通常のおよそ2倍。しかしその分、徹底したサポートが売り。

旅行の前にお客様と電話やメールで健康状態、食べ物の好き嫌い、その他旅行にの不安な点などを細かく聞き取り調査し、場合によっては地方であってもお客様の自宅にまで足を運び、直接会ってお話をするとのこと。

“1万人に1回ずつ利用してもらうよりも、100人の人に100回利用してもらえる旅行会社”を目指そうという考え方の旅行会社で、番組の中では屋久島への旅行のガイドぶりを紹介していましたが、高齢者や障害を持つ人も参加。当然社長自ら直前に屋久島へ行って現地をリサーチするほどの徹底ぶり。この時は、3日目になって当初予定した行程を参加者の様子を見計らって変更する臨機応変ぶりも紹介されました。団体旅行でも一人ひとり旅に求めるものは違うのでそれをくみ取ってあげるのが大事と述べていました。連休中、いろいろな施設や宿泊場所に行かれた方も多しはず。そこでは期待を上回るサービスを体験することができましたか・・・。

当事務所もサービス業。期待を少しでも上回ることを心がける所存です。

税 務

平成19年度税制改正

「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の 印紙税軽減措置が再延長されています。

今年度の税制改正により、「租税特別措置法」の一部が改正され、「不動産売買契約書」及び「建設工事請負契約書」について、平成19年4月1日以降（平成21年3月31日まで）作成される契約書についても印紙税の軽減措置が適用されます。

（これまでは、平成9年4月1日から平成19年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。）

【軽減措置の概要】

軽減措置の対象となる契約書は、これまでと同様「不動産の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限られます。）」のうち、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるもので、平成21年3月31日までに作成されるものです。

なお、これらの契約書に該当するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や工事請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

《注》契約金額が1千万円以下のものは、軽減措置の対象となりません。

【軽減後の税率】

その契約書に記載された契約金額につき、次の金額となります。

契約金額	本則税率	軽減後税率
1千万円を超え5千万円以下のもの	2万円	1万5千円
5千万円を超え1億円以下のもの	6万円	4万5千円
1億円を超え5億円以下のもの	10万円	8万円
5億円を超え10億円以下のもの	20万円	18万円
10億円を超え50億円以下のもの	40万円	36万円
50億円を超えるもの	60万円	54万円

一倉定の経営心得シリーズ

その七十九

新商品は、まず少量で試売してみよ。
大量に作るのは、
売れると分かってからで遅くない。

新商品というものは、最初の発売時には、少量作るものである。むろんたぐさん作るよりはコストは高いが、本当に売れる商品かどうかは分からないのであるから、まず第一には売れなかった時の損害を最小限に留めることを考えるのである。そのためにはまず、少量を作って、売れるかどうかをテストし、売れなかったら捨てるのである。売れると分かったら、次から大量に作ればよいのであって、その場合に、最初のロットのコスト高など、天下の大勢に全く関係はないのだ。

最初の試売は、まず少量作り、このうちの半分とか三分の一とかをバラまき、あとはストックしておく、売れたなら、返り注文があるから、これはストックの出荷で時をかせぎ、その間に作ればよい。こうすれば、お客様に迷惑がかからない。これが事業経営の知恵なのである。

離婚等をした場合における厚生年金の分割

従来、厚生年金保険法において、「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない（厚生年金法第41条）。」として、年金を受ける権利を他人に譲渡することができませんでした。

近年、中高齢者等の離婚件数が増加していますが、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあり、女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題があります。

このような事情を考慮して、平成16年年金制度改正により、離婚時の厚生年金の分割が可能となる制度が、平成19年4月から導入されています。

< 基本的な仕組み >

離婚時における厚生年金の分割の基本的な仕組みは、次のとおりです。

- ・離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料記録を、離婚時に限って、当事者間で分割することが認められます。
- ・施行日（平成19年4月）以降に成立した離婚が対象となります。ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象となります。
- ・分割割合（分割を受ける人の厚生年金の保険料納付記録の持ち分）は5割が上限となります。
- ・合意がまとまらない場合には、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができます。

< 分割の効果 >

離婚時における厚生年金の分割後は、給付等について次のように扱われます。

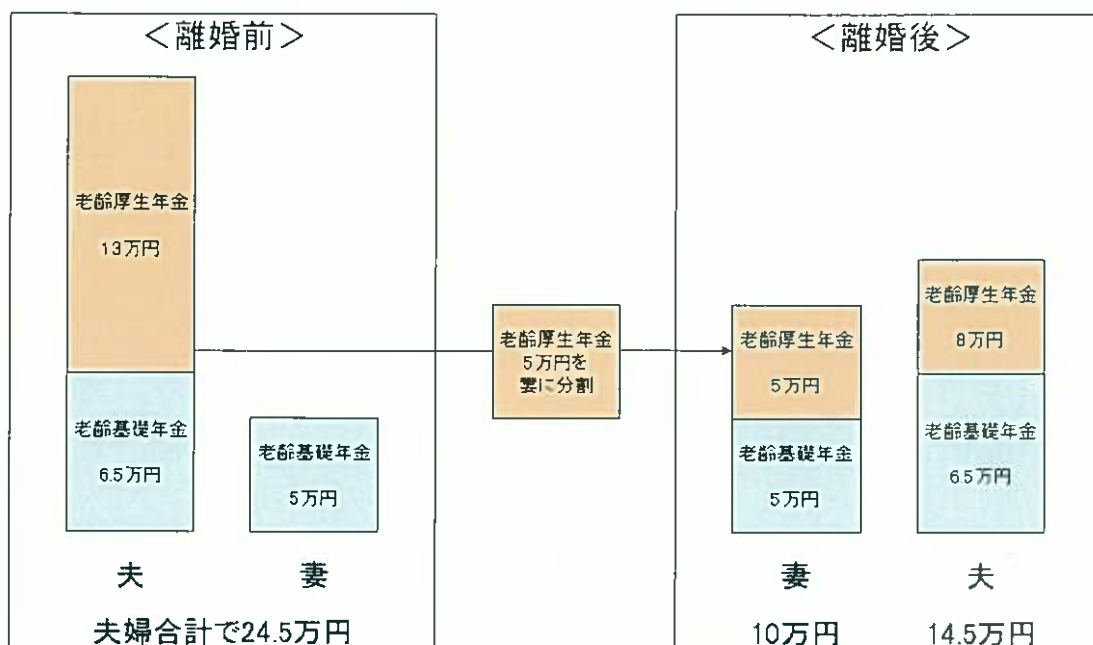
- ・保険料納付記録の分割を受けた人は、自分自身の厚生年金の受給資格（老齢・障害等）に応じた年金を受給することができます。

- ・ 自分自身が老齢に到達するまでは老齢年金は支給は支給されません。
- ・ 分割を行った元配偶者が死亡しても、自分自身の厚生年金には影響しません。
- ・ 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しません。
- ・ 原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金の額の算定の基礎となりますが、年金受給資格期間等には算入されません。

< 例 >

夫の老齢基礎年金6.5万円、夫の老齢厚生年金13万円、妻の老齢基礎年金5万というケースで考えてみましょう。

この中で分割の対象となるのは、老齢厚生年金の13万円のみ。しかも、婚姻期間中に相当する年金が対象なので、13万円の半分の6.5万円がもらえるわけではないのです。仮に老齢厚生年金13万円のうち5万円が分割されたとすると、妻の将来の年金額は10万円になります。



※ 離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度は平成20年4月から導入され、原則として分割が当然のものとなります。また、分割は夫婦のいずれかが第3号被保険者であった期間となります。

詳しくは社会保険庁のホームページ
 (<http://www.sia.go.jp/>) をご覧ください。



〈表2〉

項目	暦年課税（一般贈与）	相続時精算課税（相続税・贈与税の一本化措置）		
		通常	住宅資金	取引相場のない様式（新設）
1 選択	不要	必要（父母ごと、兄弟姉妹ごとに選択）※一度選択すると相続時まで継続適用		
2 贈与者	制限なし	65歳以上の親	制限なし	60歳以上の親
3 受贈者	制限なし	20歳以上の子（推定相続人）		
4 課税時期	贈与税（その時点の時価で課税）			
5 非課税枠	110万円（毎年）	2,500万円	3,500万円	3,000万円
6 非課税枠を超える部分	10～50%の累進税率で課税	一律20%で課税		
7 翌年の取り扱い	以後毎年110万円の非課税枠	2,500万円まで 複数年で使用可	3,500万円まで複数年 で使用可（ただし平成 15年1月1日から平成 19年12月31日まで）	3,000万円まで使用可 （ただし平成19年1月 1日から平成20年12月 31日まで）
8 相続発生時	相続開始3年以内の贈与財産 は相続財産に加算（その贈与 財産に係る贈与税は控除）	贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算 （相続税を超えて納付した贈与税は還付）		

〈表3〉

	暦年課税	相続時精算課税
メリット	①基礎控除110万円を毎年活用できる ②相続開始前3年超の贈与財産は相続財産に加算されない	①生前に財産を移転することができる（遺産分割のトラブルの回避） ②生前贈与することにより、その財産から生じる利益が子供に帰属する ③将来相続税がかかるほどの財産を有していない親からの贈与は利用価値大 ④相続が発生した場合に加算する価額は贈与時の価額のため値上がる財産を生前贈与すると有利
デメリット	①贈与金額によって10～50%の累進税率で課税される	①将来価額が下がる財産は不利 ②110万円の暦年課税の基礎控除がその年以後は使えない ③受贈財産を使いきった場合、将来の相続税が支払えなくなる可能性あり ④他の相続人の遺留分の侵害問題となる可能性あり

取引相場のない株式等の特例

今年度の税制改革により、推定相続人の一人が平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、取引相場のない株式等の贈与

を受ける場合には、〈表1〉の要件を満たす時に限り、六〇歳以上六五歳未満の親からの贈与については、相続時精算課税の適用を選択することができるとともに、その株式等の贈与については、二五〇〇万円の特別枠を三〇〇〇万円とすることとなりました。

なお、贈与税の取り扱いを表にまとめると、〈表2〉のとおりとなります。

メリットとデメリット

これらの暦年課税と相続時精算課税についてそれぞれメリット、デメリットをまとめると、〈表3〉のとおりです。

この相続時精算課税制度を適用するかどうかは、将来発生するであろう相続をみずえての慎重な判断が求められるところで

いずれにしても、将来発生する相続時に相続税がかかるほどの財産（基礎控除額「五〇〇〇万円＋法定相続人×一〇〇〇万円」以上）を有していない親からは、この相続時精算課税を早い段階で利用することは、相続の開始を待たずに無税で次世代に財産を移せる有利な方法となりますので、利用の検討をしたいと思います。

取引相場のない株式等の贈与に係る 相続時精算課税の特例

山口 昇 税理士

Q

当社は、新潟県内で小売業を営む株式会社です。最近、将来の事業承継を考え始め、できれば今のうちに、私の所有する当社の株式を長男（いずれは次期社長と考えています）に贈与しようと考えています。

ちょうど今年度の税制改革で、事業承継がしやすいようにと、取引相場のない株式については相続時精算課税が緩和されたと聞きました。その内容についてお教えてください。

A

贈与税

贈与税は、個人が個人から財産をもらった時に、そのもらった人に対して課される税金です。

この贈与税の課税方式には、次の「暦年課税」と「相続時精算課税」とがあります。

(1) 暦年課税

暦年課税は、一人の人が一月一日から十二月三十一日までの一年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の一一〇万円を差し引いた残りに対して、課税されるものです。

したがって、一年間にもらった財産の合計額が一一〇万円以下なら、贈与税はかかりません。

らないこととなります（申告不要）。

また、一一〇万円を超える財産をもらった時であっても、婚姻期間が二〇年以上の夫婦間における居住用の不動産またはその不動産を取得するための金銭の贈与（二〇〇万円が限度）など一定の場合においては、贈与税がかからないこととなっています（申告が必要）。

(2) 相続時精算課税

相続時精算課税は、六五歳以上の親から二〇歳以上の子への生前贈与について、先の暦年課税の方法にかえて軽減された贈与税を支払い、その後、贈与者が亡くなった時に、その贈与財産とその他の相続財産をもとにして計算した相続税からすでに支払った贈与税を控除する方法です。

この相続時精算課税は、二五〇〇万円の特別控除があり、同一の親からの贈与にお

いて限度額に達するまで何回でも控除することができ、この二五〇〇万円までの贈与については、贈与税がかからないこととなっています。

なお、贈与税が二五〇〇万円を超えた場合には、超えた額に対して二〇%の贈与税が課税されますが、その贈与税は親の死亡の際の相続時に相続税から差し引かれ、仮に相続税額が少ない場合には、差額が還付されることとなっています（住宅取得等の資金贈与の場合は、親の年齢制限はなく、三五〇〇万円の特別控除を受けることがで

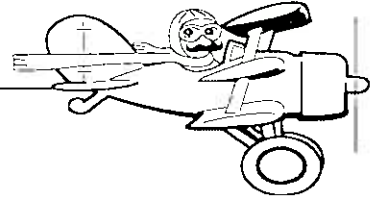
〈表1〉

両者の要件を満たす場合に適用	(1)	当会社の発行済株式等の総額 (相続税評価額)	20億円未満
	(2)	この特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過した時点での要件	次のすべてをクリア ①50%超の株式及び議決権を所有 ②代表者として経営に従事 ③その他所要の要件

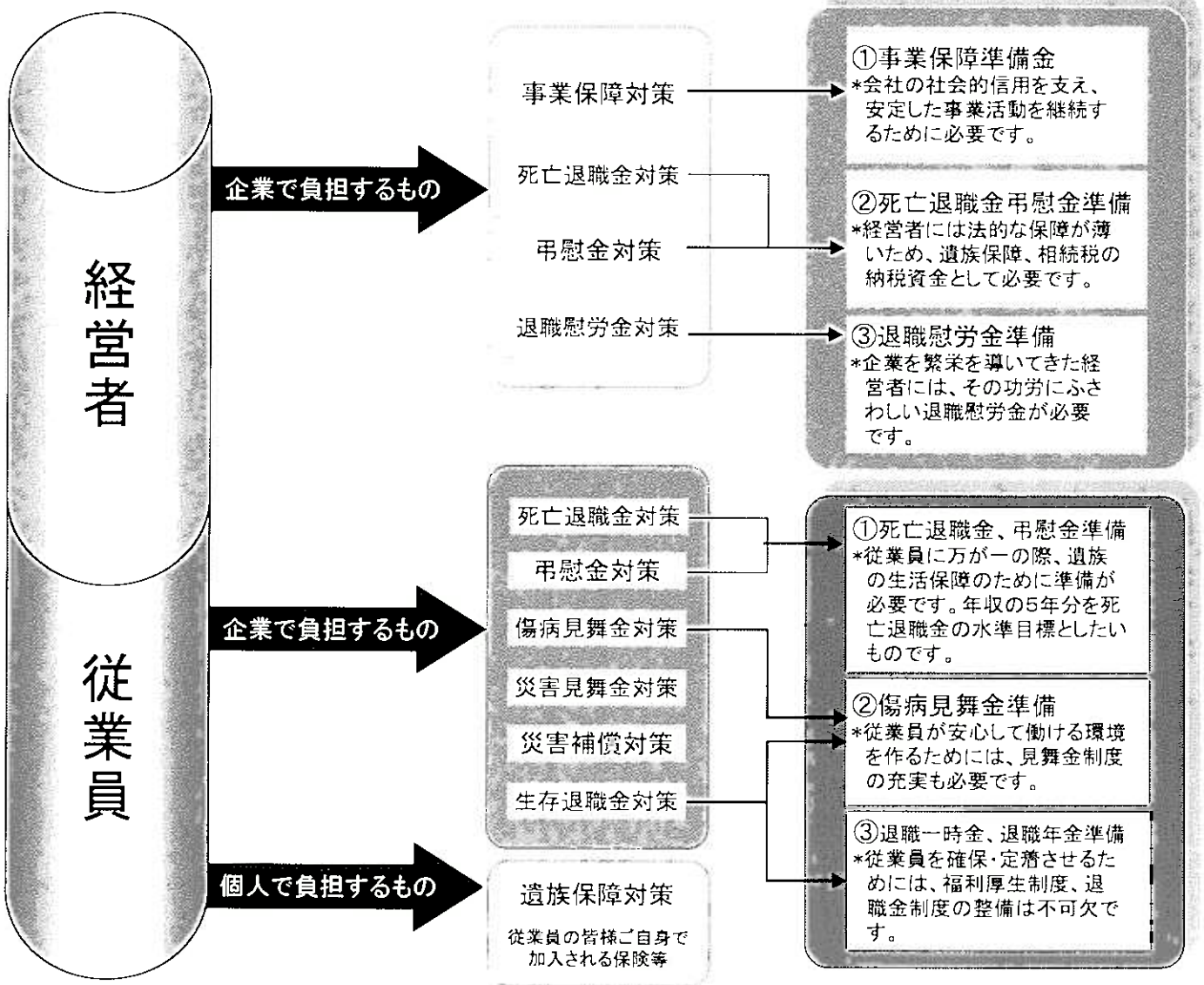
経営者のための生命保険講座 第 102回

今回のテーマ

経営者と従業員のための生命保険



企業を支えているのは、経営者と従業員。ですから、経営者と従業員に十分な保障を用意することは会社全体の基盤を盤石にすることに繋がります。それでは具体的にどのような備えがあればよいのでしょうか？



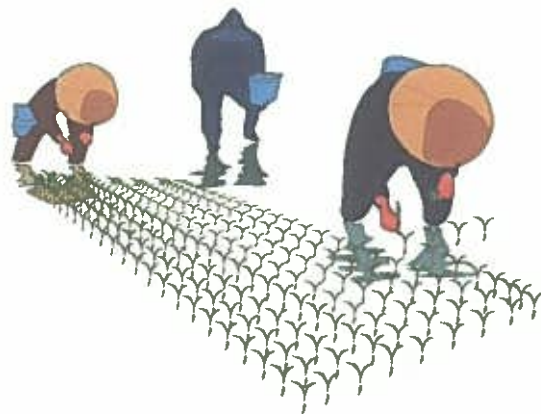
会社の将来にわたる事業の安定と発展のために。経営に尽力する経営者のために。また、企業発展の土台を築いている従業員のために。生命保険による計画的な資金準備・福利厚生を検討されてはいかがでしょうか？

具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

これからの研修

社長夫人革新講座	第1講	加茂市産業センター	6月11日(月) 10:30 ~ 16:30
社長夫人革新講座	第2講	加茂市産業センター	6月12日(火) 10:30 ~ 16:30
社長夫人革新講座	第3講	加茂市産業センター	7月6日(金) 10:30 ~ 16:30
社長夫人革新講座	第4講	加茂市産業センター	7月7日(土) 10:30 ~ 16:30
社長夫人革新講座	第5講	加茂市産業センター	8月9日(木) 10:30 ~ 16:30
社長夫人革新講座	第6講	加茂市産業センター	8月10日(金) 10:30 ~ 16:30

原点の会 三条商工会議所 7月3日(火) 9:00 ~ 12:00



あとがき

先日、新入社員を対象に講師を務められる方からお聞きした話です。
皆さん(新卒と仮定すると22歳くらいでしょうか)が78歳まで生きたと
して、今日から1日100円ずつ貯金していくと、いくらくらい貯まると思
いますか・・・?

$$\begin{aligned} (78\text{歳} - 22\text{歳}) &= 56\text{年} \\ 56\text{年} \times 365\text{日} &= 20,440\text{日 (うるう年を無視)} \\ 20,440\text{日} \times 100\text{円} &= 2,044,000\text{円} \end{aligned}$$

いかがでしたか、意外に貯まらないと思われませんでしたか?
特に若いうちは、人生は長いものだと思いますが、意外に短いんです
よと、言うことを伝えたくて考えられたそうです。
1日1日を大切に、充実した生活をしていかなければと改めて感じまし
た。

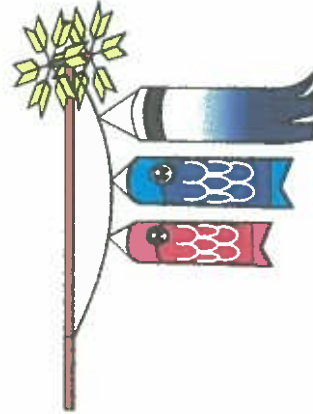
宮本 隆夫

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



6月



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp